

みなみまちづくり協議会 規約

令和4年4月25日更新版

みなみまちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、みなみまちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(区域等)

第2条 協議会の区域は、南小学校区とする。

2 協議会は、区域内の住民、法人及び団体並びに南地区に関する個人、法人及び団体で構成する。

(目的)

第3条 本会は、地域住民が主役という理念のもと「思いやり」「助け合い」を感じられる、安心安全で活気のあるまちづくりを目指す。

(事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、高山市立南小学校内（高山市岡本町1丁目18番地）に置く。

(取り組み)

第5条 協議会は、第3条の目的を達成するため、各種団体等が協働し、次に掲げる取り組みを行う。

- (1) 地域の課題の把握や情報の発信
- (2) 地域の課題解決に向けての協議
- (3) 「まちづくり計画」の策定及びそれに基づく事業の実施
- (4) その他協働のまちづくりを推進するために必要な活動

(市との協働)

第6条 協議会は、前条の取り組みをすすめるにあたり、高山市（以下「市」という。）と協働し、それぞれの役割や責務を相互に理解し、連携してまちづくりに取り組む。

2 協議会は、まちづくりをすすめるために必要な情報を市と共有し、課題の解決に向けて必要に応じ協議を行う。

3 協議会は、理事会のほか必要な会議に市職員の出席を求め、まちづくりについての意見を求める。

第2章 協議会

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 部長 5名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 連合町内会役員 若干名
- (7) 監事 2名

(役員を選任)

第8条 会長は、選考委員会により、南地区住民から選出する。

- 2 選考委員会は、協議会理事から選出された委員5名をもって構成する。
- 3 選考委員会は委員の中から選考委員長を互選する。
- 4 選考委員長は、総会において会長選考の経過を報告しなければならない。
- 5 副会長2名・会計・部長5名・事務局長・監事2名は会長が委嘱し、総会に報告する。ただし連合町内会役員は連合町内会から選出し協議会役員となる。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- (3) 会計は、協議会の会計事務を行う。
- (4) 部長は、各部の事業を推進する。
- (5) 事務局長は、協議会の事務を総括する。
- (6) 連合町内会役員は運営委員会に出席し町内会とのパイプ役をする。
- (7) 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、2年とし再任はさまたげない。

- 2 最長、役員の任期は原則として8年とする。
- 3 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の報酬)

第 1 1 条 役員に報酬を支給する。報酬の額については別に定める。

(「役員報酬に関する規程」による)

第 3 章 会議

(会議)

第 1 2 条 協議会の会議は、総会、理事会、運営委員会とする。

2 会議は、原則全て公開とする。

3 会議は、各会議の構成員数の過半数以上の出席がなければ開催できない。

4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは会議の議長の決するところによる。

(総会)

第 1 3 条 総会は、運営委員、理事、部会員をもって構成する。

2 総会は、毎年 1 回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、又は構成員の 3 分の 1 以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

なお会員の招集が困難な場合には、書面決議をもって総会の議決とみなすことが出来る

3 総会は、会長が招集する。

4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

5 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算

(2) 事業報告及び決算

(3) 「まちづくり計画」の策定及び見直し

(4) 規約の改正

(5) 総会で提案された事項

(6) 運営委員の選任及び解任

(7) その他協議会の運営に関する重要な事項

6 止むを得ない理由で総会に出席できない者は、委任状をもって他の者を代理人として表決することができる。

7 総会の議事録を作成し、次の事項を記載する。議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名者 2 人が署名押印しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 総会構成員総数及び出席構成員数 (委任状による委任者数を含む。)

(3) 議事の経過の概要及びその結果

(4) 議事録署名者の選任に関する事項

(理事会)

第 1 4 条 協議会の運営に関する事項及び総会に諮るべき事項を審議決定するため、理事会を設置する。

2 理事会は、運営委員及び理事で組織する。理事は、別表その 1 に掲げる各種団体を代表する者等とし、運営委員会の承認を得る。

3 理事会は、次に掲げる事項を審議の上議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事業の評価

(4) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

4 理事会は、会長が招集する。

5 理事会の議長は会長が務める。ただし、会長に事故があり出席できない場合は、会長が指名する副会長が代理できる。

6 総会がやむを得ない事情で開催出来ない場合は、理事会が総会機能を代行する。

7 会長が必要と認めるときは、第 2 項の規定にかかわらず、他の者を理事会に出席させ、意見を求めることができる。

8 理事会の議事については、総会と同様に議事録を作成する。

(運営委員会)

第 1 5 条 運営委員会は、協議会役員で構成し、理事会において諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定するとともに、部会間の連絡調整を図る。

2 運営委員会は、原則月 1 回会長が招集する。

3 運営委員会は、次の各号に該当する場合に臨時開催する。

(1) 会長が必要と認めるとき

(2) 運営委員の 3 分の 1 以上から請求があったとき

4 運営委員会の議長は、副会長が務める。

5 会長が必要と認めるときは、第 1 項の規定にかかわらず、他の者を運営委員会に出席させ、意見を求めることができる。

第 4 章 部会

(部会の設置)

第 1 6 条 協議会に次の部会を置く。

(1) 地域づくり部 (地域課題、地域安全などに関すること)

(2) 防災部 (防災意識の向上、環境に関すること)

(3) 社会教育部 (生涯学習、スポーツ、長寿会に関すること)

(4) 青少年部 (子どもに関すること。)

(5) 福祉部 (福祉に関すること。)

2 各種団体等が意見交換や事業調整を行うため、必要なときは、理事会の承認の上、部会を設置、改廃することができる。

(部会の構成等)

第 17 条 部会は、地域内の各町内から選出された委員及び別表その 2 に掲げる各種団体から選任された者を部会員として構成する。

2 部会は、部会員の互選により、副部長若干名を選出する。また、部会の運営に必要な役職を選出することができる。

3 部会は、部長が招集する。

(部会の役割)

第 18 条 部会は、事業計画に基づく事業を実施する。

2 部会は、必要に応じて、地域の課題解決につながる事業を総会の承認を経て行うことができる。

3 部長は、理事会に対し、事業の執行状況等を報告する。

第 5 章 事務局

(事務局)

第 19 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に、必要に応じて事務員を置くことができる。

3 事務員は、事務局長を補佐する。

4 事務員の給与等は別に定める。(「事務員採用、給与勤務に関する規程」による)

第 6 章 収入、予算決算、会計

(収入の構成)

第 20 条 本会の収入は、次に掲げるものとする。

(1) 市からの支援金

(2) 各種団体等からの負担金

(3) 各種団体等からの協賛金

(4) 協議会の行う事業等の収入

(5) その他の収入

(事業計画及び予算)

第21条 協議会の事業計画及び予算は、会長が作成し、理事会に諮り、総会の議決を経て定める。また、部門間の流用は理事会にて承認を得る。

(事業報告及び決算)

第22条 協議会の事業報告・収支決算等に関する書類は、会長が作成し、理事会に諮り、監事の監査を受け、会計年度終了後2か月以内に総会の承認を受ける。

(会計)

第23条 収入、支出を明らかにするため、収支に関する帳簿を整備する。

(「会計規程」による)

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 雑則

(備え付け帳簿及び書類)

第24条 協議会の事務所には、規約、議事録、収支に関する帳簿、備品台帳、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(情報の公開)

第25条 前条に定める帳簿及び書類等は原則すべて公開とする。それらの閲覧は、別紙に定める書式にて、公開請求があった日から起算して15日以内に公開する旨を通知する。謄写は不可とする。(「みなみまち協情報公開請求書」参照)

(その他)

第26条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は理事会が定める。

附 則

- 1 この規約は、平成27年2月23日より施行する。
- 2 協議会の設立初年度の事業計画及び予算は、第21条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 協議会の設立初年度の会計年度は、第23条第2項の規定にかかわらず、設立の日から平成27年3月31日までとする。

附 則 2

- 1 この規約は平成 27 年 4 月 21 日より施行する。
- 2 この規約は平成 28 年 2 月 23 日より施行する。
- 3 この規約は平成 28 年 4 月 25 日より施行する。
- 4 この規約は平成 29 年 4 月 28 日より施行する。
- 5 この規約は平成 30 年 4 月 27 日より施行する。
- 6 この規約は令和 2 年 4 月 27 日より施行する。
- 7 この規約は令和 3 年 4 月 23 日より施行する。
- 8 この規約は令和 4 年 4 月 25 日より施行する。

別表その 1

高山市スポーツ推進委員会 高山市青少年育成市民会議 南地区民生児童委員協議会 南地区地域見守り推進員連絡会 長寿会長会 南小学校 南小学校育友会
--

別表その 2

南地区連合町内会会長会 高山市スポーツ推進委員会 高山市青少年育成市民会議 南地区地域見守り推進員連絡会 長寿会長会 南小学校 南小学校育友会 南地区内防災士
--